

ばいじんの排出基準（施行規則第4条 別表第2）

令別表 第1 の項	施設名	規模 万 Nm ³ /h	本則		附則	
			一般 (g/Nm ³)	O n (%)	一般	O nの扱い
1	ガス専焼ボイラー	20 以上	0.05	5		
		4~20				
		4 未満	0.10			
		小型ボイラー				
	液体燃料専焼及び ガス液体混焼ボイラー	20 以上	0.05	4	既設は当分の間 0.07 とする。 既設は当分の間 0.18 とする。	1万 Nm ³ /h 未満のものは当分の間 Os とする。
		4~20	0.15			
		1~4	0.25			
		1 未満	0.30			
	黒液燃焼ボイラー	20 以上	0.15	Os	既設は当分の間 0.20 とする。 既設は当分の間 0.35 とする。	
		4~20	0.25			
		4 未満	0.30			
		小型ボイラー				
石炭燃焼ボイラー	20 以上	0.10	6	既設は当分の間 0.15 とする。 既設は当分の間 0.25 とする。 既設は当分の間 0.35 とする。		
	4~20	0.20				
	4 未満	0.30				
	小型ボイラー					
						<ul style="list-style-type: none"> ・灯油、軽油、A重油を使用するものについては当分の間適用しない。 ・昭和 60 年 9 月 9 日までに設置されたものは当分の間適用しない。 ・平成 2 年 9 月 9 日までに設置されたものは 0.50 とする。
						<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 60 年 9 月 9 日までに設置されたものは当分の間適用しない。 ・平成 2 年 9 月 9 日までに設置されたものは 0.50 とする。

令別表 第1 の項	施設名	規模 万 Nm ³ /h	本則		附則	
			一般 (g/Nm ³)	On (%)	一般	Onの扱い
1	ボイラーのうち触媒再生塔に附属するもの	— 小型ボイラー	0.20	4	既設は当分の間 0.30 とする。 ----- ・ガス、灯油、軽油、A重油を使用するものについては当分の間適用しない。 ・昭和 60 年 9 月 9 日までに設置されたものは当分の間適用しない。 ・平成 2 年 9 月 9 日までに設置されたものは 0.50 とする。	
	石炭燃焼ボイラー(発熱量 23023.275 kJ/kg(5500 kcal/kg)以下の石炭を燃焼させるもの)	—				
	その他のボイラー	20 以上 ----- 4~20 ----- 4 未満 ----- 小型ボイラー	0.30	6	既設は当分の間 0.40 とする。 ----- ・昭和 60 年 9 月 9 日までに設置されたものは当分の間適用しない。 ・平成 2 年 9 月 9 日までに設置されたものは 0.50 とする。	当分の間適用を猶予する。
2	ガス発生炉	—				
	加熱炉	—	0.10	7		
3	焙焼炉	4 以上 ----- 4 未満	0.10 ----- 0.15	Os		
	フェロマンガンの製造の用に供する焼結炉	—	0.20			
	その他の焼結炉	—	0.15	Os		
	煨焼炉	4 以上 ----- 4 未満	0.20 ----- 0.25	Os	既設は当分の間 0.25 とする。 ----- 既設は当分の間 0.30 とする。	
4	高炉	—	0.05	Os		
	その他の溶鉱炉(上記以外)	—	0.15	Os		
	転炉	—	0.10	Os	燃焼型で既設のものは当分の間 0.13 とする。	
	平炉	4 以上 ----- 4 未満	0.10 ----- 0.20	Os		

令別表 第1 の項	施設名	規模 万 Nm ³ /h	本則		附則	
			一般 (g/Nm ³)	O n (%)	一般	O nの扱い
5	金属溶解炉	4以上	0.10	O s	アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉は当分の間 0.30 とする。	
		4未満	0.20			
6	金属加熱炉	4以上	0.10	11	既設は当分の間 0.15 とする。	当分の間適用を猶予する。
		4未満	0.20		既設は当分の間 0.25 とする。	
7	石油加熱炉	4以上	0.10	6	潤滑油の製造の用に供する 1 万/Nm ³ /h 未満の既設のもの は当分の間 0.18 とする。	
		4未満	0.15			
8	触媒再生塔	—	0.20	6	既設は当分の間 0.30 とする。	
8の2	硫黄回収燃焼炉	—	0.10	8		
9	石炭焼成炉のうち土中釜	—	0.40	15		
	その他の石炭焼成炉	—	0.30	15		
	セメントの製造用焼成炉	—	0.10	10		
	耐火レンガ等の製造用焼成炉	4以上	0.10	18		
		4未満	0.20			
	その他の焼成炉	4以上	0.15	15		当分の間適用を猶予する。
		4未満	0.25			
	板ガラス又はガラス繊維製品製造用溶融炉	4以上	0.10	15		
4未満		0.15				
光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造用溶融炉	4以上	0.10	16	既設は当分の間 0.30 とする。		
	4未満	0.15				
その他の溶融炉	4以上	0.10	15			
	4未満	0.20				
10	反応炉及び直火炉	4以上	0.15	6	活性炭の製造の用に供する 1 万 Nm ³ /h 未満の既設の反応炉は当分の間 0.30 とする。	当分の間適用を猶予する。
		4未満	0.20			
11	骨材乾燥炉	—	0.50	16	2 万 Nm ³ /h 未満の既設のものは当分の間 0.60 とする。	ただし直接熱風乾燥炉は O s とする。
		4以上	0.15	16	既設は当分の間、1~4 万 Nm ³ /h は 0.30、 1 万 Nm ³ /h 未満は 0.35 とする。	ただし直接熱風乾燥炉は O s とする。
4未満	0.20					

令別表 第1 の項	施設名	規模 万 Nm ³ /h	本則		附則	
			一般 (g/Nm ³)	O n (%)	一般	O nの扱い
12	電気炉のうち合金鉄(珪素含有率が40%以上のものに限る。)の製造の用に供するもの	—	0.20	O s		
	電気炉のうち合金鉄(珪素含有率が40%未満のものに限る。)及びカーバイトの製造の用に供するもの	—	0.15	O s		
	その他の電気炉	—	0.10	O s		
13	廃棄物焼却炉	焼却能力 4t/h 以上	0.04	12	平成10年6月30日までに設置されたものは以下とする。 0.08	
		2~4t/h	0.08		0.15	
		2t/h 未満	0.15		0.25	
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉	4 以上	0.10	O s		
		4 未満	0.15			
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焼結炉、溶鋳炉、転炉	—	0.15	O s		
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶解炉	4 以上	0.10	O s		
	4 未満	0.20				
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用乾燥炉	4 以上	0.15	16	気流搬送形の既設のものは当分の間 0.18 とする。 既設は当分の間 0.30 とする。	ただし直接熱風乾燥炉は O s とする。
		4 未満	0.20			
18	活性炭製造用反応炉	—	0.30	6		
20	アルミニウム精錬用電解炉	—	0.05	O s		
21	燐等製造用焼成炉	—	0.15	15		
	燐等製造用溶解炉	—	0.20	O s		
23	トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉	—	0.10	16		ただし直接熱風乾燥炉は O s とする。
	トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉	—	0.15	15		
24	鉛の二次精錬用溶解炉	4 以上	0.10	O s		
		4 未満	0.20			

令別表 第1 の項	施設名	規模 万 Nm ³ /h	本則		附則	
			一般 (g/Nm ³)	O _n (%)	一般	O _n の扱い
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	4以上	0.10	O _s		
		4未満	0.15			
26	鉛系顔料製造用溶解炉	4以上	0.10	O _s		
		4未満	0.15			
	鉛系顔料製造用反射炉	—	0.10	O _s		
	鉛系顔料製造用反応炉	—	0.05	6		ただし鉛酸化物の製造の用に供するものはO _s とする。
28	コークス炉	—	0.15	7		
29	ガスタービン (気体専焼) (液体専焼)		0.05	16	・昭和63年1月31日までに設置の工事が着手されたものについては、当分の間適用しない。 ・非常用は当分の間適用しない。	
30	ディーゼル機関		0.10	13	〃	
31	ガス機関		0.05	0	非常用は当分の間適用しない。	
32	ガソリン機関		0.05	0	〃	

(注)・既設とは、昭和57年5月31日までに設置された施設をいう。

- ・O_sとはO_n=O_sの意味で標準酸素濃度補正は行わない。
- ・熱源として電気を使用するものはO_n=O_sとする。

・ばいじん量の算出方法

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : ばいじん量(g/Nm³)
O_n : 上記の表の標準酸素濃度O_n(%)
O_s : 排出ガス中の酸素の濃度(20%を超える場合にあっては、20%とする。)
C_s : JIS Z 8808に定める方法によるばいじんの量(g/Nm³)

- ・ばいじん量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- ・ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

窒素酸化物の排出基準（施行規則第5条第2項 別表第3の2）

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の 種類 1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)									
					48.8.9まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー 2	52.6.18 ～ 54.8.9に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31に 設置された 施設	62.4.1以降 に設置され た施設	
1		ガス専焼ボイラー (小型ボイラーを 除く 3)	50 以上 10～50 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	5	┌ └ 130 ┌ └ ┌ └ 150 ┌	┌ 100 └ ┌ 130 └ ┌ 150 └	60 ┌ 100 └ 130 ┌ 150 └							
		低品位炭燃焼ボイラー (天井バーナー) 4	70 以上 50～70 20～50 4～20 1～4 0.5～1 0.5未満	6	400 ┌ 420 └ ┌ 450 └ ┌ └ 480	┌ 300 └ ┌ 350 └ ┌ 380 └ 480	┌ 300 └ ┌ 350 └ ┌ 350 └ 480	┌ 300 └ ┌ 350 └ ┌ 350 └ 380			┌ 300 └ ┌ └ ┌ 350 └ ┌ └		200 ┌ 250 └ ┌ 350 └ ┌ └	
		低品位炭専焼ボイラー (天井バーナー 30万Nm ³ /h以上) 4	70 以上 50～70 30～50	6	┌ 480 └ ┌ └	┌ 300 └ 350	┌ 300 └ ┌ └							200 ┌ 250 └ ┌ └
		低品位炭専焼ボイラー (火炉分割壁型、 火炉熱発生率 586047kJ(14万 cal/ m ³ ・h)以上、50万 Nm ³ /h 以上) 4	70 以上 50～70	6	┌ 550 └	┌ 300 └								200 250
		低品位炭専焼ボイラー (30万Nm ³ /h以上、 以外) 4	70 以上 50～70 30～50	6	┌ 480 └ ┌ └	┌ 300 └ 350	┌ 300 └ ┌ └							200 ┌ 250 └ ┌ └
		低品位炭燃焼ボイラー (火炉分割壁型、火炉熱発 生率 586047kJ(14万 kcal/m ³ ・h)以上、 以外) 4	70 以上 50～70 20～50 4～20 1～4 0.5～1 0.5未満	6	400 ┌ 420 └ ┌ 450 └ ┌ └ 480	┌ 300 └ ┌ 350 └ ┌ 380 └ 480	┌ 300 └ ┌ 350 └ ┌ 350 └ 480	┌ 300 └ ┌ └ ┌ 350 └ 380			┌ 300 └ ┌ └ ┌ 350 └ ┌ └		200 ┌ 250 └ ┌ └ ┌ 350 └ ┌ └	

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の 種類 1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm³/h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)								
					48.8.9 まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9 に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17 に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9 に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー 2	52.6.18 ～ 54.8.9 に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9 に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9 に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31 に 設置された 施設	62.4.1 以降 に設置され た施設
1		石炭専焼ボイラー (前面燃焼方式、自然循環型、火炉熱発生率 586047kJ(14 万 kcal/m³・h)以上、20 万～25 万 Nm³/h のもの)	—	6	450	350	300						250
		石炭燃焼ボイラー (接線型チルチングバーナー、100 万 Nm³/h 以上)	—	6	430	300					200		
		石炭燃焼ボイラー (流動層燃焼方式、4 万 Nm³/h 未満)	1～4 0.5～1 0.5 未満	6	⌈ 450 ↓ 480	⌈ 380 ↓ 480	⌈ 350 ↓ 480	⌈ 350 ↓ 380	380 390 380	⌈ 360 ↓	350		
		石炭燃焼ボイラー (散布式ストーカー型、4 万～10 万 Nm³/h 未満)	—	6	450	350	300			320			
		固体燃焼ボイラー (流動層燃焼方式、4 万 Nm³/h 未満)	0.5～4 0.5 未満	6	450 480	380 480	350 480	350 380		⌈ 360 ↓	⌈ 350 ↓		
		固体燃焼ボイラー (火炉熱発生率 837210 kJ(20 万 kcal/m³・h)以上、再熱再生抽気復水式自然循環型、59.12.31 までに固体燃焼ボイラーに転換するもの、50 万～70 万 Nm³/h のもの)	—	6	420		300					250	
		固体燃焼ボイラー (～ 以外)	70 以上 50～70 20～50 4～20 0.5～4 0.5 未満	6	400 ⌈ 420 ↓ ⌈ 450 ↓ 480	⌈ 300 ↓ ⌈ 350 ↓ 380 480	⌈ 300 ↓ ⌈ 350 ↓ 480	⌈ 300 ↓ ⌈ 350 ↓ 380	⌈ 300 ↓ ⌈ 350 ↓		200 ⌈ 250 ↓ ⌈ 350 ↓		

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の 種類 1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)									
					48.8.9 まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9 に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17 に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9 に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー 2	52.6.18 ～ 54.8.9 に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9 に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9 に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31 に 設置された 施設	62.4.1 以降 に設置され た施設	
1		排脱付液体燃焼ボイラ ー (原油タール、 100万 Nm ³ /h 未満) 5	50 以上 10～50 4～10 1～4 0.5～1 0.5 未満	4	⊥ 210 ⌋ ⊥ 280 ⌋ ⌋ ⌋ ⌋	⊥ 180 ⌋ ⌋ ⊥ 280 ⌋ ⌋ ⌋	⊥ 150 ⌋ ⌋ ⌋ ⊥ 280 ⌋ ⌋		130 ⊥ 150 ⌋ ⌋ ⊥ 180 ⌋					
		液体燃焼ボイラー (原油タール、 以外) 5	50 以上 10～50 4～10 1～4 0.5～1 0.5 未満	4	180 190 ⊥ 250 ⌋ ⌋ ⌋ ⌋	⊥ 180 ⌋ ⌋ ⊥ 250 ⌋ ⌋ ⌋	⊥ 150 ⌋ ⌋ ⌋ ⊥ 250 ⌋ ⌋		130 ⊥ 150 ⌋ ⌋ ⊥ 180 ⌋					
		排脱付液体燃焼ボイラ ー (原油タール以外、 100万 Nm ³ /h 未満) 5	50～100 10～50 4～10 1～4 0.5～1 0.5 未満	4	⊥ 210 ⌋ ⌋ 250 ⊥ 280 ⌋ ⌋	⊥ 180 ⌋ ⌋ 250 ⊥ 280 ⌋ ⌋	⊥ 150 ⌋ ⌋ ⌋ ⊥ 280 ⌋ ⌋		130 ⊥ 150 ⌋ ⌋ ⊥ 180 ⌋					
		液体燃焼ボイラー (～ 以外) 5	50 以上 10～50 4～10 1～4 0.5～1 0.5 未満	4	180 ⊥ 190 ⌋ 230 ⊥ 250 ⌋ ⌋	⊥ 180 ⌋ ⌋ 230 ⊥ 250 ⌋ ⌋	⊥ 150 ⌋ ⌋ ⌋ ⊥ 250 ⌋ ⌋		130 ⊥ 150 ⌋ ⌋ ⊥ 180 ⌋					
		固体燃料燃焼小型ボイ ラー (伝熱面積 10m ² 未満)	—	6								350 (60.9.10 以降 に設置)		
		液体燃料燃焼小型ボイ ラー (伝熱面積 10m ² 未満、 灯油、軽油、A 重油以外) 3	—	4								300 (60.9.10 ～2.9.9 に設置)	260 (2.9.10 以降に 設置)	

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の 種類 1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm³/h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)							
					48.8.9 まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9 に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17 に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9 に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー 2	52.6.18 ～ 54.8.9 に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9 に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9 に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31 に 設置された 施設
2		ガス発生炉、加熱炉	—	7	170				150			
		水素ガス製造用ガス発生炉 (天井バーナー燃焼方式)	—	7	360				150			
3		ペレット焼成炉 (ガス燃焼)	1 以上 1 未満	15	┌ 540 └		220 540		┌ 220 └			
		焼結炉(以外のペレット 焼成炉)	1 以上 1 未満	15	┌ 300 └		220 300		┌ 220 └			
		焼結炉(、 以外)	10 以上 1～10 1 未満	15	260 270 300		┌ 220 └ 300		┌ 220 └ └			
		アルミナ製造用煨焼炉	1 以上 1 未満	10	┌ 350 └		200 350		┌ 200 └			
		煨焼炉(以外)	—	10	200							
		焙焼炉	—	14	250				220			
4		溶鉱炉	—	15	120				100			
5		金属溶解炉 6	—	12	200				180			
6		ラジアントチューブ型 金属加熱炉	10 以上 1～10 0.5～1 0.5 未満	11	┌ 200 └ └ └		100 150 ┌ 200 └		100 ┌ 150 └ 180			
		鍛接鋼管用金属加熱炉	10 以上 1～10 0.5～1 0.5 未満	11			100 — — —		100 180 150 180			
		金属加熱炉 (、 以外)	10 以上 1～10 0.5～1 0.5 未満	11	160 ┌ 170 └ 200		100 150 170 200		100 130 150 180			

令別 表第 1の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の 種類 1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm³/h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)								
					48.8.9 まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー 2	52.6.18 ～ 54.8.9に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31に 設置された 施設	62.4.1以降 に設置され た施設
7		排脱付石油加熱炉	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170 180 190 200	┌170 └	100 150 190 200	100 130 150 180					
		エチレン分解炉	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170 ┌180 └ 200		100 150 180 200	100 130 150 180					
		エチレン分解炉 (炉床式バーナー)	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170 280 180 200		100 150 180 200	100 130 150 180					
		エチレン独立加熱炉	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170 ┌180 └ 200	┌100 └	100 150 180 200	100 130 150 180					
		エチレン独立加熱炉 メタノール改質炉 (空気予熱器付)	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170 430 ┌180 └ 200	┌100 └	100 150 180 200	100 130 150 180					
		石油加熱炉 (～ 以外)	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170 ┌180 └ 200	┌170 └ 180 200	100 150 180 200	100 130 150 180					
8		触媒再生塔	—	6	300				250				
8の2		燃焼炉	—	8	300				250				
9		石灰焼成炉 (ガス燃焼ロータリーキルン)	—	15	300				250				

令別 表第 1の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の 種類 1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm³/h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)									
					48.8.9 まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー 2	52.6.18 ～ 54.8.9に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31に 設置された 施設	62.4.1 以降 に設置され た施設	
9		セメント焼成炉 (湿式)	10 以上 10 未満	10			250	250						
		セメント焼成炉 (以外)	10 以上 10 未満	10	⌈ 480 ↓		250 480	250 350						
		耐火物原料・耐火れんが 製造用焼成炉	—	18	450					400				
		板ガラス・ガラス繊維製 造用溶解炉	—	15	400					360				
		フリット・光学ガラス・ 電気ガラス製造用熔融 炉	—	16	900					800				
		その他ガラス製造用溶 融炉	—	15	500					450				
		その他焼成炉、熔融炉	—	15	200					180				
10		反応炉、直火炉 (、 以外)	—	6	200					180				
		硫酸カリウム製造用反 応炉	—	6	250					180				
		硫酸製造用反応炉 (窒素酸化物触媒)	—	15 7	700					180				
11		乾燥炉	—	16	250					230				
13		浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4 以上 4 未満	12	⌈ 900 ↓			450 900		⌈ 450 ↓				
		特殊廃棄物焼却炉 (連続炉) 8	4 以上 4 未満	12	300 900			250 900		250 700				
		廃棄物焼却炉 (連続炉 、 以外)	4 以上 4 未満	12	⌈ 300 ↓			250 300		⌈ 250 ↓				
		廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4 以上	12				250						

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の 種類 1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)							
					48.8.9 まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9 に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17 に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9 に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー 2	52.6.18 ～ 54.8.9 に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9 に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9 に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31 に 設置された 施設
14		銅・鉛・亜鉛精錬用焙焼炉	—	14	250				220			
		銅・鉛・亜鉛精錬用焼結炉	—	15	300				220			
		銅・鉛・亜鉛精錬用溶鋳炉(、以外)	—	15	120				100			
		亜鉛精錬用溶鋳炉のうち ち鋳滓処理炉 (石炭、コークスを燃料、還元剤とするもの)	—	15	450							
		亜鉛精錬用溶鋳炉のうち 立型蒸留炉	—	15	230				100			
		溶解炉(以外)	—	12	200				180			
		銅精錬用溶解炉のうち 精製炉 (アンモニアを還元剤とするもの)	—	12	330							
		乾燥炉	—	16	200				180			
18		活性炭製造用反応炉	—	6	200				180			
21		燐等製造用焼成炉	—	15	200				180			
		燐等製造用溶解炉	—	15	650				600			
23		トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉	—	15	200				180			
		トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉	—	16	200				180			
24		鉛二次精錬等溶解炉	—	12	200				180			
25		鉛蓄電池製造用溶解炉	—	12	200				180			

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の 種類 1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)							
					48.8.9 まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9 に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17 に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9 に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー 2	52.6.18 ～ 54.8.9 に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9 に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9 に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31 に 設置された 施設
26		鉛系顔料製造用溶解炉	—	12	200				180			
		鉛酸化物製造用溶解炉	—	Os	200				180			
		反射炉	—	15	200				180			
		反応炉	—	6	200				180			
		鉛酸化物・硝酸鉛製造用 反応炉	—	Os	200				180			
27		硝酸製造施設	—	Os	200							
28		コークス炉 (オットー型)	10 以上 10 未満	7		200 —	T 170 J					
		コークス炉 (以外)	10 以上 10 未満	7	T 350 J	200 350	T 170 J					

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)				
					63.1.31 まで に設置された 施設	63.2.1 ～ 元.7.31 に設置された 施設	元.8.1 ～ 3.1.31 に設置 された施設	3.2.1 ～ 6.1.31 に設置 された施設	6.2.1 以降 に設置された 施設
29		ガスタービン (気体燃料専焼) 9	4.5 以上 4.5 未満	16		70 90	T 70 J		
		ガスタービン (液体燃料専焼及び気体・液体燃料混焼) 9	4.5 以上 4.5 未満	16		100 120	T 100 J	T 70 J	
30		ディーゼル機関 [大型(シリンダー径 400 mm 以上)] 9	—	13		1600	1400	1200	
		ディーゼル機関 [中小型(シリンダー径 400 mm 未満)] 9	—	13		950			
31		ガス機関 9	—	0	2000			1000	600
32		ガソリン機関 9	—	0	2000			1000	600

- (注)
- 1 電気炉（熱源として電気を使用するもの）を除く。
 - 2 液体燃焼小型ボイラーとは、排出ガス量が1万Nm³/h未満の液体燃焼ボイラーをいう。
 - 3 小型ボイラー（伝熱面積10 m²未満だが、バーナー燃焼能力が重油換算50 L/時以上のものをいう）のうち、ガス、灯油、軽油、A重油を燃焼させるものについては、当分の間適用しない。
 - 4 低品位炭とは、石炭のうち1 Kg当りの発熱量が20930.25 kJ(5000 kcal)以下のものをいう。
 - 5 液体燃料ボイラーのうち昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万Nm³/h未満の過負荷燃焼型のは適用除外される。
 - 6 キュボラは適用除外される。
 - 7 昭和54年8月10日以降設置された硫酸製造用反応炉(窒素酸化物触媒)の残存酸素濃度は6 %である。
 - 8 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。
 - 9 非常用は当分の間適用しない。

・ 窒素酸化物の算出方法

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : 窒素酸化物の量(ppm)
 O_n : 上記の表の標準酸素濃度 O_n(%)
 O_s : 排出ガス中の酸素の濃度(20 %を超える場合にあっては20 %とする。)
 C_s : JIS K 0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度(0、1気圧における ppm)

- ・ 窒素酸化物の量が、著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。